

令和6年4月1日

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人 永寿会
ほのぼの荘居宅介護支援事業所

**当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1070100027号)**

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定申請を行い、結果がまだ確定していない場合は、仮契約とし、認定の結果が「要介護」となった際に、本契約と確定します。

◆◆目次◆◆

- 1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・3
- 6. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 7. サービス提供における事業者の義務・・・・・・・・・・7

8. 事故発生時の対応について	7
9. サービス利用をやめる場合	7
10. 苦情の受付について	8
11. 虐待防止及び身体拘束の適正化の推進について	9
12. 業務継続計画の策定等について	9
13. 感染症の予防及びまん延防止のための措置について	10
14. 勤務体制の確保について	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 永寿会
(2) 法人所在地 群馬県前橋市金丸町252番地1
(3) 電話番号 027-269-1100
(4) 代表者氏名 理事長 三俣修一
(5) 設立年月 平成7年2月13日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業
(2) 事業所の目的 要介護者に対し、適正な居宅介護支援を提供する
(3) 事業所の名称 社会福祉法人永寿会ほのぼの荘
平成11年8月2日指定群馬県第1070100027号
(4) 事業所の所在地 群馬県前橋市金丸町252番地1
(5) 電話番号 027-269-1207
(6) 事業所長（管理者）氏名 塚田 真美
(7) 当事業所の運営方針

ご契約者の意志及び人格を尊重し、ご契約者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立生活が営めるよう援助いたします。

居宅サービス計画の作成においてはご本人や家族のご希望を尊重し作成するとともに、居宅サービス事業者の選定においても公平、中立な立場を守ります。

- (8) 開設年月 平成11年8月2日

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 前橋市

上記以外の方でもご希望の方は、ご相談下さい。

営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日12月29日～1月3日は除く）
受付時間	月曜日～金曜日（祝祭日12月29日～1月3日は除く） 8：30～17：30

	*上記以外の緊急時は特別養護老人ホームほのぼの荘の職員が対応いたします。
サービス提供時間帯	月曜日～金曜日（祝祭日12月29日～1月3日は除く）

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

指定基準：管理者 常勤1名以上

介護支援専門員 常勤4名以上

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

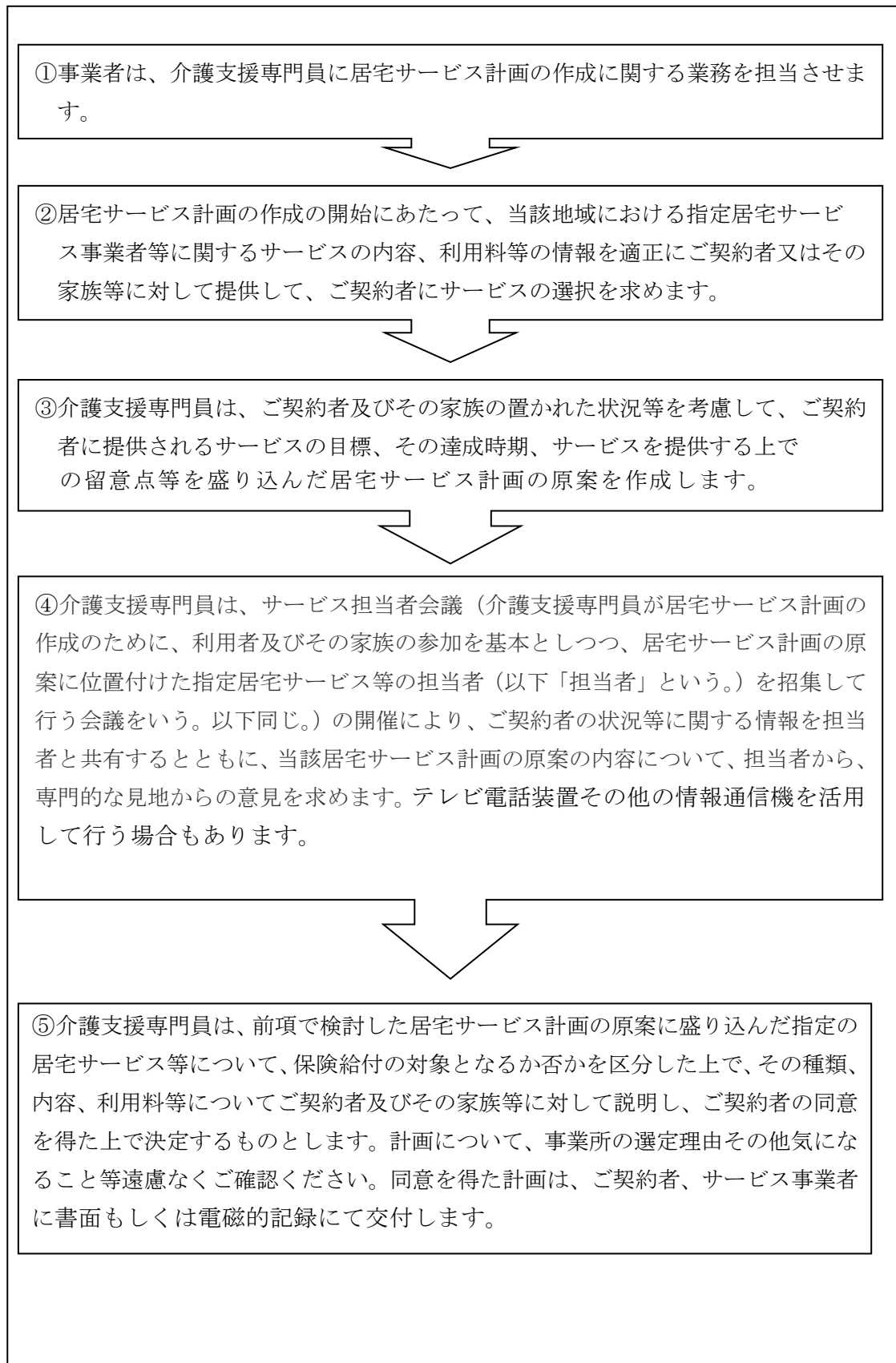
（1）サービスの内容と利用料金（契約書第3条、4条、5条、6条、8条、9条参照）

〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

- ・ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者のご希望、心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、計画を作成します。
- ・計画作成にあたっては、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）についてご契約者に各種情報提供をし、ご契約者の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。詳しい情報につきましては、別紙1「介護保険説明書類」をご確認ください。
- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
- ・また、居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与（販売）、各サービスが占める割合等につき説明を行い、理解を得るよう努めます。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

・行政機関、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、医療機関等と連携し、情報共有をし支援します。

ご契約者の服薬状況等心身や生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、ご契約者の同意を得て各居宅サービス事業者や主治医等又は薬剤師に提供することがあります。

・病院又は診療所に入院した場合には、入院先と連絡を取り合い、在宅サービス利用等への円滑な支援ができるように情報を共有します。

・ご契約者の意志を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

・市町村からの求めがあった場合には、事業所の居宅サービス計画を市町村に届け出ることがあります。

・少なくとも1月に1回ご契約者との面接を行います。テレビ電話装置等を活用する事もあります。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払下さい。

サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、利用料金を変更することがあります。

要介護 1、2		要介護 3～5	
1, 086 単位		1, 411 単位	
1) 初回加算	(新規に居宅計画を作成、要介護状態区分 2 段階以上変更)		300 単位
2) 入院時情報連携加算	(I)	入院当日	250 単位
	(II)	2～3 日	200 単位
3) 退院・退所加算	(訪問 1 回／訪問 1 回+カンファレンスに参加)		450 単位／600 単位
: 入院入所中 3 回を限度	(訪問 2 回／訪問 2 回+カンファレンスに参加)		600 単位／750 単位
	(訪問 3 回+カンファレンスに参加)		—／900 単位
4) 通院時情報連携加算			50 単位
5) 緊急時等居宅カンファレンス加算		(1 カ月 2 回を限度)	200 単位
6) ターミナルマネジメント加算			400 単位
7) 特定事業所加算	(I)		519 単位
	(II)		421 単位
	(III)		323 単位
	(A)		114 単位
8) 特定事業所医療介護連携加算			125 単位
9) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント			95%
10) 地域区分 7 級地			10.21/1 点単位

(2) 交通費 (契約書第 8 条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記 (1) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 10 日までに現金にてお支払下さい。

前記 (2) の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

8. 事故発生時の対応について（契約書第12条参照）

サービス提供により事故が発生した場合は、ご契約者の家族、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第2条、13条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には契約は同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定等によりご契約者の心身の状況が自立、要支援、事業対象者と判定された場合
- ③ ご契約者が介護老人福祉施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者またはそのご家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと、カスタマーハラスメント（暴言、暴力等）、セクシャルハラスメントなどの行為によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ ご契約者またはその家族等による事業者や介護支援専門員に対する行為により、本契約を継続するうえでの信頼関係が破壊された場合。この通知は文書で行うものとします。

10. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [職名] 管 理 者 塚田 真美

[TEL] 027-269-1207 [FAX] 027-269-1173

○受付時間 月曜日～金曜日（12月29日～1月3日は除く）8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

前橋市介護保険担当課	所在地 前橋市大手町二丁目12番1号 電話番号・FAX 027-224-1111 027-243-4027 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335番地の8 電話番号・FAX 027-290-1376 027-255-5077 受付時間 9:00～17:00
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋町13-12 電話番号・FAX 027-255-6033 027-255-6173 受付時間 9:00～17:00

11. 虐待防止及び身体拘束適正化の推進について（契約書第18条参照）

(1) 虐待防止

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待および身体拘束を受けたと思われるご契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。また、事業所は、ご契約者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとします。

① 虐待防止のための指針整備を行います。

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知

徹底を図ります。

③ 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的実施します。

④ 責任者の設置

○虐待防止に関する責任者

[職名] 管理者 塚田 真美

(2) 身体拘束適正化

事業者は、ご契約者又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとします。緊急やむを得なく身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況、理由を記録します。

12. 業務継続計画の策定等について（契約書第19条参照）

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、契約者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

詳細については、別紙3「重要事項説明資料・災害、感染症発生時の対応について」をご確認ください。

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について（契約書第20条参照）

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備を行います。

(3) 事業所において介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 勤務体制の確保について（契約書第21条参照）

事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止する措置を講じます。

(1) ハラスメント防止のための指針整備を行います。

(2) 事業所内でのハラスメント防止のための研修を定期的実施します。

(3) サービス提供にあたって、介護支援専門員が契約者等から性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により就業環境が害されないように措置を講じます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 ほのぼの荘

説明者職名 介護支援専門員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

(代理人住所)

(代理人氏名)

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。